

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

薩摩川内市（鹿児島県）

### 2 構造改革特別区域の名称

薩摩川内市障害者福祉整備推進特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

薩摩川内市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

薩摩川内市は鹿児島県の県都の北西部に位置する。平成 16 年 10 月 12 日、旧川内市、旧薩摩郡樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、下甑村及び鹿島村が合併し誕生した。

東シナ海に面した変化に富む白砂青松の海岸線や市街部を悠々と流れる一級河川「川内川」のほか、みどり豊かな山々や湖、地形の変化の美しい甑島などの当市に存する多彩で美しい自然環境は、川内川流域県立自然公園、蘭牟田池県立自然公園、甑島県立自然公園に指定され、人々に親しまれている。

市の総面積は 6 8 3 . 4 3 k m<sup>2</sup>あり、その内訳は、本土が 5 6 4 . 7 5 k m<sup>2</sup>、甑島が 1 1 8 . 6 8 k m<sup>2</sup>となっている。平成 1 2 年の国勢調査による人口は 1 0 5 , 4 6 4 人となっているが、年々減少傾向にある。増減率（平成 7 年から平成 1 2 年）を見ると、県全体が 0 . 4 5 % 減少しているのに対して、当市は 1 . 1 9 % 減少しており、県よりも人口減少率が高い傾向にある。一方、世帯数については、近年、増加傾向にあり、平成 7 年度は 4 0 , 6 0 6 世帯であったが、平成 1 2 年度において、4 1 , 6 4 8 世帯となっており、1 世帯当たり人口は 2 . 5 3 人である。なお、高齢化率は 2 4 . 3 % と県全体を上回る。将来人口については、平成 1 7 年で 1 0 4 , 1 1 2 人（平成 1 2 年度比 1 . 3 % 減）、平成 2 2 年で 1 0 2 , 4 5 7 人（同 4 . 7 % 減）と推計されている。

当市の特徴として、福祉関係施設が約 7 0 施設に及び、高齢者・障害者・児童に係るあらゆる福祉事業で活用されている。法人運営の障害福祉施設等（別表 1）はそれぞれの地域にあり、中でも障害児に対し、早期発見及び早期療育体制の整備並びに療育訓練等の推進を図るための社会資源として、昭和 5 5 年 4 月に「子ども発達支援センターつくし園」を設置した。以来、社会福祉法人に同園の運営を委託してきたところであるが、24 年を経過し、施設の老朽化、通園児の増加により望ましい療育環境を提供することが困難になったことから、療育技能及び障害児福祉の向上を図る観点から、市障害者福祉基本計画を策定しその中で、現施設体制によるデイサービスの実施と「知的障害児通園施設」（別表 2）の整備とを新たに打ち出したところである。通園施設の給食調理について、福祉施設での給食業務を専門的に扱う経験豊富な給食調理業者に委託することにより、通園児の身体的特性及び発達段階に応じた食事の提供や、児童とのふれあいを通した、きめ細やかな養育の実施を図っていきたいと考える。

今後の創設される場合の福祉施設についても、多大な効果が期待され、福祉事業の発展につながるものと考えられる。

別表 1

施設種別	地域名	施設名	設置運営者	定員
身体障害者療護施設	川内	亀山苑	社会福祉法人	50
身体障害者通所授産施設	入来	あすくーる入来	社会福祉法人	20
知的障害者更生施設	川内	川内厚生園	県	70
"	"	川内なずな園	社会福祉法人	50
"	入来	薩来園	社会福祉法人	70
知的障害者授産施設	川内	川内自興園	県・社会福祉法人	50
"	樋脇	新葉学園	社会福祉法人	70
知的障害者グループホーム	川内	日笠山荘	社会福祉法人	5
"	樋脇	第1拓洋ホーム	社会福祉法人	6
"	"	第2 "	"	6
"	"	第3 "	"	4
"	"	第4 "	"	5
知的障害者小規模作業所	川内	川内市障害福祉作業所	市・市手をつなぐ育成会	10
"	入来	入来町福祉作業所	"	10
知的障害者デイビス	"	薩来園デイビスセンター	社会福祉法人	15
"	川内	デイハウス ぴい	社会福祉法人	20
身体・知的障害者デイビス	"	今村クリニック	社会福祉法人	15
児童デイビス	川内	子ども発達支援センターつくし園	市・社会福祉法人	
身体・知的・児童ショートステイ	"	亀山苑	社会福祉法人	
知的障害者・児童ショートステイ	"	川内厚生園	社会福祉法人	
"	"	川内なずな園	社会福祉法人	
身体障害者ショートステイ	上甕	特別養護老人ホーム こしき園	社会福祉法人	
知的障害者ショートステイ	樋脇	新葉学園	社会福祉法人	
"	入来	薩来園	社会福祉法人	

別表 2

施設種別	施設名	設置者	運営者	定員
知的障害児通園施設	子ども発達支援センターつくし園	薩摩川内市	社会福祉法人	40

## 5 構造改革特別区域計画の意義

新設する「知的障害児通園施設」における調理業務については、法令により施設の職員により行われるものとされ、これまで他の福祉施設での技術習得を通じて、調理及び食事提供技術のノウハウを有する民間事業者の参入は認められていなかった。

そこで、特区制度を導入し民間の有する知識を活用することによって、下記の効果が期待される。

1. 利用児童の特性に合わせて安全で良質な食事を提供することができる。
2. 民間事業者の参入により、調理員等の雇用など地域経済の活性化を図ることができる。
3. 地元特産物などの食材を生かした郷土料理や、季節感を取り入れた行事食など、児童に対する幅広いメニューの提供を図ることができる。
4. 大量一括購入により、良品質・低コストの食材購入が可能であるため、施設経営面

での経費削減が可能となり、削減された経費を療育事業に充てることができる。  
なお、医療施設や介護保険施設などの受託実績などを勘案したうえで、業者選定を行う予定である。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

これからの障害保健福祉施策を進めていく上では、ノーマライゼーションの理念に基づいたサービス提供や、ケアマネジメントを進めていくことが求められ、ライフステージにおける様々なサービスを整理統合し連携を強化していくことが重要である。

特に乳幼児期は、障害の発見、療育、障害児の養育に不安を持つ親や親族に対する支援等が急務とされており、発達段階や障害の種別に応じた適切な対応が求められている。また障害の状況によっては、肢体不自由児施設や重度心身障害児施設などの福祉関連施設機関との連携をはじめ、盲学校、聾学校等とタイアップし総合的な障害児に対する養育対策を構築していくことが重要である。当市の「子ども発達支援センターつくし園」は、川薩保健福祉圏域における障害児福祉の中核的施設として、これらのニーズに対応していくことが求められており、調理業務の民間委託による経費の効率的運用が図られることにより、本地域における障害児関連施設の連携強化をはじめ、医療機関や教育機関との総合的な連絡調整が可能となり、また、療育体制と施設の充実、障害児や園児保護者に対して的確な相談・指導を行う指導員の育成及び雇用などあらゆる面での効果が期待される。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

障害児施設における調理業務については、食材に関する知識や調理技術、加工技術などを習熟している民間調理事業者に委託することにより、給食内容の充実を図るとともに、より安全で良質な食事を園児に提供することができる。

また、民間調理事業者に業務を委託することによる地域経済への波及効果や雇用の増大にもつながり、家庭的な雰囲気での給食を提供するといったサービスが期待され、給食以外のサービス事業に余剰経費を投入するなど、障害福祉対策の充実を図ることができる。

## 8 特定事業の名称

障害児施設における調理業務の外部委託事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項 特になし

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体および開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

## 構造改革特別区域計画（別紙）

### 1 特定事業の名称

番号 909（917）  
特定事業の名称 障害児施設における調理業務の外部委託事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとするもの

特区内の知的障害児通園施設

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成17年4月1日

### 4 特定事業の内容

平成17年9月より市が開設する知的障害者通園施設において、給食の提供を行う場合に、規制の特例措置を受けることにより、調理業務を外部の調理専門事業者に委託し、同事業者の職員たる調理員が施設内の調理室で調理を実施することを可能とするものである。

### 5 当該規制の特例措置の内容

知的障害児通園施設等においては、本来、外部委託が認められていないことに鑑み、特区認定後、特に次の項目に配慮し、外部委託による施設内調理を行うこととし、契約を締結するにあたりその事項を契約書に明記するものとする。

施設内の調理室において調理すること。

障害児の年齢や身体に応じた食事の提供が行われるよう、障害児の摂食制限に配慮した食材の選定、加工が必要な児童への適切な対応等を心がけること。

利用者の栄養基準及び献立の作成基準を調理委託業者が作成し、当該基準どおりに調理されているか、指定を受けた事業所が検食を行い、必要に応じて指示を与えること。

行事の際の行事食の提供を行うこと。行事食に係る材料費は契約材料費の範囲内で行うものとする。

温かい家庭的な雰囲気で行われるよう配慮すること。

知的障害児施設等における調理業務の重要性を認識させること。

施設の職員と密接な連携を取ること。

受託業者及び調理業務担当者は、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならないこと。

その他、「障害児施設における調理業務の外部委託事業について」及び保育所における調理業務の委託について」の各通知に準じた取扱いとすること。

以上の項目について受託業者及び調理業務担当者が誠実な履行をしないと市長が認めるときは、契約を解除することとする。